平成２６年（フ）第６６６号
熊本市南区南高江１丁目11番90号　ラフォーレＵ　Ｂ－202号、前住所熊本市北区四方寄町508番地１
債務者　上妻　祐紀
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８１号
熊本市中央区本荘３丁目８番35号　シティーハイツ實生502
債務者　小野　努
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９０３号
名古屋市緑区鳴子町１丁目５番地　鳴子団地202棟203号
債務者　加賀谷幸子
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３６号
山口県防府市大字西浦886番地の４　マツダ西浦寮、前住所北九州市小倉北区篠崎５丁目20番３号　リッツハイム102
債務者　高原　順一（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３８号
山口市黒川582番地４
債務者　石川　勇己
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
山口市黒川582番地４
債務者　石川　和子
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
栃木県那須塩原市東赤田321番地42
債務者　喜島　祐一
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１９８０号
神奈川県藤沢市亀井野1520番地の２　松島荘105
債務者　高田　明
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０２６号
神奈川県茅ヶ崎市若松町16番43号　アメニティハイム102号
債務者　生越　好定
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１７号
横浜市西区霞ケ丘64番地３　アーバン霞ケ丘202号
債務者　伊取　秀樹
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１４３号
横浜市港北区大曽根台23番26号　レオネクスト大曽根台102号
債務者　濱崎　敏也
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹２丁目８番52号
債務者　北澤ひろみ
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林114番地12町営住宅305
債務者　菊原　和利
１　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月８日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第８１号
長野県小諸市大字塩野4055番地５　ヴィラ石峠105号
債務者　清水　美和
１　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月８日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１１５６４号
東京都港区芝浦４丁目８－12－1112
債務者　佐藤　肇
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１８０７号
東京都葛飾区青戸２丁目３－11－201
債務者　荒牧　依子
１　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月９日午後４時
東京地方裁判所民事第20部